

# 楽寿荘介護予防短期入所生活介護サービス利用重要事項説明書



# 楽寿荘介護予防短期入所生活介護サービス利用重要事項説明書

令和1年7月1日現在

1. 事業の目的 社会福祉法人楽寿会が開設する楽寿荘介護予防短期入所生活介護事業所（以下「事業所」という）は適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び利用者の心身の機能の維持改善ならびに利用者の家族の介護負担軽減を図ることを目的とする。

2. 運営方針 事業所は、介護予防短期入所生活介護計画に基づき、利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活の世話、心身の機能の改善、健康管理等のサービスを提供し利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、地域や家庭との連携を重視し、関係市町村、地域の保険、医療、福祉サービス提供事業者と連携したサービスの提供に努める。

## 3. 施設の概要

- (1) 利用者の方がたに可能な限り在宅で自立した生活が出来るよう食事、入浴、排泄等の介護及び必要とする日常生活上の世話を行う施設です。  
利用される方の状態にあわせ機能訓練も行います。

(特別養護老人ホーム楽寿荘併設)

- (2) 介護保険制度で要支援1と要支援2の方が該当します。
- (3) 施設の名称 楽寿荘介護予防短期入所生活介護事業所
- (4) 施設の所在地 福島県いわき市四倉町上仁井田字横川74番地の1
- (5) 電話番号 0246-32-6381
- (6) 施設長（管理者） 佐藤 英介
- (7) 入所定員 20人（短期入所生活介護を含めて）
- (8) 通常の送迎の実施地域 いわき市平（草野地域）・四倉・久ノ浜町（田之網地域）

## 4. 居室の概要

当施設では原則として2人部屋ですが利用者の心身の状況により居室を変更することがあります。

5. 職員の配置状況及び職務内容

施設長	1名（兼務）事業所全般を統括・管理
医師	1名（非常勤）利用者の健康管理・診療
生活相談員	3名（兼務）利用者の相談援助業務
介護支援専門員	4名（兼務）施設ケア計画の作成・管理
介護職員	46名（兼務）利用者の生活介護業務
機能訓練指導員	1名（専任）機能訓練サービス業務
看護職員(機能訓練指導員兼務)	7名（兼務）利用者の看護・診療の補助・機能訓練業務
管理栄養士	3名（兼務）利用者の栄養指導・給食業務
調理員	6名（兼務）利用者の給食業務
事務員	3名（兼務）事務業務

6. サービスの利用料金

- (1) 介護保険給付対象となるサービス規程料金は負担割合証に応じた割合です。
- (2) それ以外の場合は全額自己負担となります。
- (3) 料金表 1日あたり

(単位 円)

		要支援 1	要支援 2
①ご契約者の要介護度とサービス利用料金		437 円	543 円
②サービス提供体制強化加算 I - 1		18 円	
③機能訓練体制加算		12 円	
④処遇改善加算 (①+②+③の 8.3%)		38 円	47 円
⑤サービス利用料にかかる 自己負担 (①から④の合算額)	1割負担	505 円	620 円
	2割負担	1,011 円	1,241 円
	3割負担	1,516 円	1,861 円
⑥送迎にかかる費用		184 円(1回あたり)	
⑦食費		1食 460 円 (1泊 2日 4食 1,840 円)	
⑧滞在費		840 円 (1日あたり)	

但し、食費、滞在費について負担限度額認定を受けている場合は認定証に記載されている負担限度額とする

(4) 理美容代 ～ 理美容を月1回施設にて実施いたします。

【料金】 散髪+顔剃り 2,000円 散髪のみ 1,500円 顔剃りのみ 1,000円

※居室で施行される場合は一律 2,000円になります。

## 7. サービスの概要

(1) 食事 管理栄養士の立てる献立表によりの栄養、身体状況、嗜好等を考慮した給食を提供します。

(2) 食事時間

朝食 7時30分	昼食 12時00分	夕食 18時00分
----------	-----------	-----------

(3) 入浴 入浴又は清拭を行います。寝たきりの場合も機械浴で入浴する事ができます。

(4) 排泄介助 排泄の自力を促すため身体能力を活用した援助を行います。

(5) 健康管理 看護師や嘱託医師が健康管理にあたります。

(6) 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人 泰成会 木村医院
所在地	いわき市四倉町字西三丁目14-9
診療科	内科・消化器科・呼吸器科・外科・リハビリテーション科

上記の医療機関での診療を強制するものではありません。

(7) その他の自立支援、ねたきり防止のための離床、清潔で快適な生活のための援助を実施します。

(8) 事故発生時の対応 利用者に事故が発生した場合は、健康、生命を第一に必要な処置を講ずるほか、緊急連絡先等ご家族の方に速やかに連絡すると共に事故原因、内容等を調査し報告いたします。事業者の責めに帰すべき理由による事故発生の場合は損害を賠償するとともに事故発生した場合には保険者（いわき市）へ連絡いたします。

(9) 緊急時の対応 利用者の心身に緊急の事態が生じた場合は、緊急連絡先によりご家族に速やかに連絡するとともに主治医に連絡をとり指示を仰ぐなどの対応をいたします。

(10) 非常災害対策 消防計画、緊急対応マニュアル等により避難誘導訓練等を実施し利用者の人命を第一に避難、誘導の対応をいたします。

## 8. 苦情処理の方法

(1) 利用者又はその家族は、提供されたサービス等に苦情がある場合は、事業者、市町村又は国民健康保険団体連合会に対していつでも苦情を申し立てることができます。

(2) 事業者は、苦情対応窓口を設置するとともに、苦情が生じた場合には、速やか且つ誠実に対応致します。

苦情受付担当者	酒井 弘文・長澤 正子
苦情解決責任者	佐藤 英介
電 話	0 2 4 6 - 3 2 - 6 3 8 1
F A X	0 2 4 6 - 3 2 - 6 3 8 2

いわき市介護保険課 0 2 4 6 - 2 2 - 7 4 6 7

国民健康保険団体連合会 0 2 4 - 5 2 8 - 0 0 4 0

### 第三者委員

氏名	連 絡 先	電話番号
佐藤和子	いわき市四倉町上柳生字宮下 28	0246-33-2967
村井 弘	いわき市四倉町字西二丁目 5-10	0246-32-6605

※福祉サービス第三者評価（外部評価） 未実施

## 9. その他の事項

(1) 諸般の事情を考慮して代理人をお願いしております。

(2) 当施設ではリスク管理の視点から各種安全対策を講じておりますが、ご利用者の心身の状態等予期しない事態により、転倒・骨折・誤嚥などの不可抗力による状況や突然死に至る可能性がありますので、ご理解くださりますようお願いいたします。

説明確認

説明日

令和 年 月 日

サービスの内容について、上記により重要事項を説明いたしました。

事業者 (事業者名) 楽寿荘介護予防短期入所生活介護事業所 (特別養護老人ホーム楽寿荘併設)  
(所在地) いわき市四倉町上仁井田字横川74番地の1  
(電話番号) 0246 (32) 6381  
(説明者名) 印

同意日

令和 年 月 日

サービスの内容について、上記のとおり説明を受け、この契約内容等を承知しました。

利用者 (住所)

\_\_\_\_\_  
(氏名) 印

\_\_\_\_\_  
(代筆)

(続柄) \_\_\_\_\_)

私は契約書及び本書面により、楽寿荘ショートステイについての重要事項の説明を受け、この契約内容等を承知しました。

契約後、事業所側から受ける説明、各種情報等につきましては全て代表者である私を通じて行うことに同意するとともに、私の責任において一切貴事業所にご迷惑をお掛けしない事をお約束致します。

家族代表者 (住所)

(または代理人) \_\_\_\_\_

(氏名) \_\_\_\_\_

印